

## 利 用 上 の 注 意

### 1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

### 3. 調査日

平成24年2月1日

### 4. 調査対象

#### (1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

#### (2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

### 5. 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計について

本編は、下記の産業分類に属する事業所又は企業等（以下、「企業」という。）について、産業別の調査事項の結果が得られた事業所又は企業を対象として集計した結果である。

このため、産業横断的集計の結果とは異なっている。

#### (1) 本編の対象となる事業所の産業分類

- ① 大分類G－情報通信業のうち、  
中分類39－情報サービス業  
中分類40－インターネット附随サービス業
- ② 大分類K－不動産業，物品賃貸業
- ③ 大分類L－学術研究，専門・技術サービス業
- ④ 大分類M－宿泊業，飲食サービス業

- ⑤ 大分類N－生活関連サービス業， 娯楽業
- ⑥ 大分類O－教育， 学習支援業のうち、  
中分類82－その他の教育， 学習支援業
- ⑦ 大分類P－医療， 福祉
- ⑧ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、  
中分類88－廃棄物処理業  
中分類89－自動車整備業  
中分類90－機械等修理業（別掲を除く）  
中分類91－職業紹介・労働者派遣業  
中分類92－その他の事業サービス業  
中分類95－その他のサービス業

(2) 本編の対象となる企業の産業分類

- ① 大分類D－建設業
- ② 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業
- ③ 大分類G－情報通信業のうち、  
中分類37－通信業  
中分類38－放送業  
中分類41－映像・音声・文字情報制作業
- ④ 大分類H－運輸業， 郵便業
- ⑤ 大分類O－教育， 学習支援業のうち、  
中分類81－学校教育

表 産業横断的集計及び本編の対象事業所数、対象企業数

	産業横断的集計	本編
(1)	2,548,265 事業所	1,783,738 事業所
(2)	636,358 企業	437,973 企業

## 6. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

事業所数は、平成24年2月1日現在の数値である。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

(2) 従業者数

従業者数は、平成24年2月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の

事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

- ・ 常用雇用者  
事業所に常時雇用されている人をいう。  
期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。
- ・ 正社員・正職員以外  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。
- ・ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数  
パート・アルバイトなどの正社員・正職員以外の従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

### (3) 企業数

企業数は、平成24年2月1日現在の数値である。

企業とは、事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

### (4) 経営組織

- ・ 個人経営  
個人が事業を営んでいる場合をいう。  
法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。
- ・ 法人  
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。
- ・ 会社  
株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。  
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。  
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。
- ・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、共済組合、国民健康保険組合、労働組合（法人格を持つもの）などが含まれる。

- ・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(5) 売上（収入）金額

売上（収入）金額は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の数値である。

事業活動によって得た収入及び事業を継続するための収入で売上高、営業収益、完成工事高、運営費交付金、補助金など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

(6) 収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っているサービス関連産業事業の収入又は医療、福祉事業の収入について、その得た相手先別に売上（収入）金額を区分したものである。

- ・ 個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいう。

- ・ 民間

公務以外の他企業との取引などによる収入をいう。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）との取引などによる収入を含む。

- ・ 公務

国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいう。

- ・ その他

自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいう。

(7) レンタル年間売上高及びリース年間契約高

レンタル年間売上高とは、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間に得た物品賃貸業の売上高のうち、リース以外の賃貸契約から得た収入をいう。

リース年間契約高は平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間のリース契約高である。

なお、リースとは物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約で、レンタルとはリース以外の全ての賃貸契約をいう。

(8) 宿泊業の収容人数及び客室数

宿泊業のうち、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合の収容人数及び客室数である。

(9) 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講生数

以下の各サービス業における、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の取扱件数、入場者数、利用者数、または、平成23年12月31日現在の受講生数である。なお、同一人物が複数回利用・入場

した場合は、それぞれを1人とするため、延べ人数となる。

- ・ 冠婚葬祭業の結婚式・披露宴、葬儀の年間取扱件数  
年間の挙式・披露宴、葬儀取扱件数である。
- ・ 映画館の年間入場者数  
有料入場者数で、試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含まない。
- ・ 興行場、興業団の年間入場者数  
主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含まない。
- ・ スポーツ施設提供業の年間施設利用者数  
有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となる。
- ・ 学習塾の受講生数（在籍者数）  
平成23年12月31日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬期特別コースのみを受講している受講生も含める。
- ・ 教養・技能教授業の受講生数（会員数）  
平成23年12月31日現在で、会員となっている受講生数である。

#### (10) 医療、福祉の事業区分別収入

- ・ 医業収入  
医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入である。
- ・ 介護事業収入  
介護福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、居宅サービス、居宅介護支援、地域密着型サービスを提供する事業に係る収入である。
- ・ 社会保険事業収入  
公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業に係る収入である。
- ・ 保健衛生事業収入  
健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業に係る収入である。
- ・ 社会福祉事業収入  
児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く）

#### (11) 完成工事高

完成工事高とは、決算期間内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期間中出来高相当額をいう。

#### (12) 元請完成工事高・下請完成工事高（発注者区分）

- ・ 元請完成工事高とは、発注者（施主）から直接請け負った建設工事の完成工事高をいい、民間等で自社のために行った自家工事の完成工事高を含む。
- ・ 下請完成工事高とは、元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負

った建設工事の完成工事高をいい、1次又は2次等の下請工事の完成工事高を含む。

### (13) 学校等種類別収入

学校教育事業の収入の内訳について、学校の種類ごとに区分したものである。

「学校教育支援機関」は、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいう。

なお、「幼稚園」は学校教育法に定められた「学校」であり、その事業に係る収入は学校教育事業の収入に含まれるが、「保育所」は児童福祉法で定められた「児童福祉施設」であり、医療、福祉事業の収入に該当するため、学校等種類別収入には含まれない。

また、附属病院を有する大学の診療報酬の収入についても医療、福祉事業の収入に該当するため、学校等種類別収入には含まれない。

## 7. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、割合は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。

「X」は、集計対象となる事業所（企業）が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所（企業）に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

## 8. その他の注意事項

(1) 本編概況及び統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

(例)

- ・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計」
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計」より
- ・「平成24年経済センサス - 活動調査 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が2月26日に発表した「平成24年経済センサス - 活動調査 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 (直通) 03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 (03)3501-1511 内線2881～4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>